

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多 田 久 樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木 山 修 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木 山 修 一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額525,172,390円

ロ 効力発生日

平成25年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう第15条(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)を新設する。

第3号議案 取締役11名選任の件

福井清計、多田久樹、今井賢司、須藤時広、上居隆、村上吉男、保坂正美、松行健一、雲津雅行、井上誠及び矢澤久和を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

上島幹雄を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

長谷川俊明を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) | |
|----------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|----|
| | | | | | 賛成比率 (%) | 可否 |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | | | | | | |
| | 70,531 | 219 | | (注) 1 | 97.98 | 可決 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | | | | | | |
| | 70,491 | 259 | | (注) 2 | 97.92 | 可決 |
| 第3号議案 取締役11名選任の件 | | | | | | |
| 福井 清計 | 68,750 | 2,000 | | (注) 3 | 95.50 | 可決 |
| 多田 久樹 | 68,923 | 1,827 | | | 95.74 | 可決 |
| 今井 賢司 | 70,446 | 304 | | | 97.86 | 可決 |
| 須藤 時広 | 70,442 | 308 | | | 97.85 | 可決 |
| 上居 隆 | 70,467 | 283 | | | 97.89 | 可決 |
| 村上 吉男 | 70,445 | 305 | | | 97.86 | 可決 |
| 保坂 正美 | 70,434 | 316 | | | 97.84 | 可決 |
| 松行 健一 | 70,396 | 354 | | | 97.79 | 可決 |
| 雲津 雅行 | 70,391 | 359 | | | 97.78 | 可決 |
| 井上 誠 | 70,383 | 367 | | | 97.77 | 可決 |
| 矢澤 久和 | 70,388 | 362 | | | 97.78 | 可決 |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | | | | | | |
| 上島 幹雄 | 70,396 | 354 | | (注) 3 | 97.79 | 可決 |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | | |
| 長谷川 俊明 | 62,427 | 8,324 | | (注) 3 | 86.72 | 可決 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事案が可決されるための要件を満たし、会社法の則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

